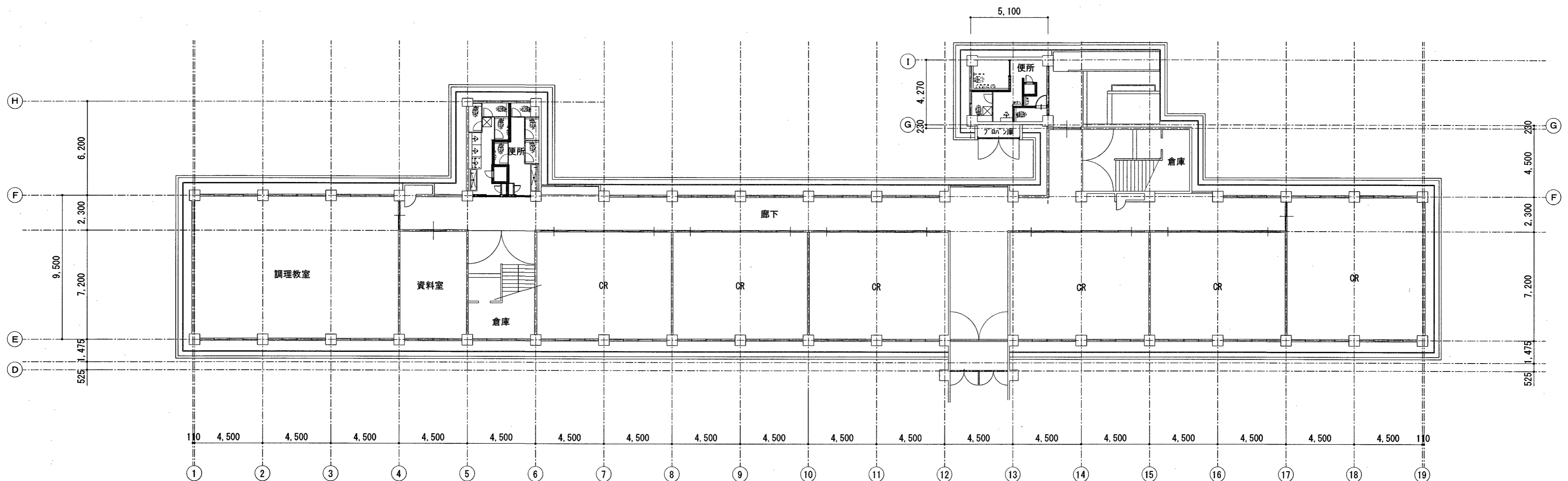
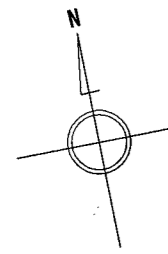


旭中学校校舎転落防止対策工事

番号	図面名称	番号	図面名称
A - 01	改修特記仕様書(1)	A - 11	CR詳細図【参考図】
A - 02	改修特記仕様書(2)	A - 12	視聴覚室平面図【参考図】
A - 03	付近見取図、配置図兼仮設計画図	A - 13	視聴覚室展開図【参考図】
A - 04	中舎1階平面図	A - 14	音楽室平面図【参考図】
A - 05	中舎2階・北舎1階平面図	A - 15	音楽室展開図【参考図】
A - 06	中舎3階・北舎2階平面図	A - 16	4階CR詳細図【参考図】
A - 07	中舎4階平面図	A - 17	4階美術室平面図【参考図】
A - 08	各詳細図	A - 18	中舎階段平面図【参考図】
A - 09	中舎断面図【参考図】	A - 19	中舎階段断面図【参考図】
A - 10	美術室平面図【参考図】	A - 20	北舎校長室平面図【参考図】

旭中学校校舎転落防止対策工事 特記仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項																																																		
<p>2026.04</p> <p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 高知市口細山164番地1</p> <p>2. 工事種目 【校舎】 鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積5,683.42㎡ 1) 転落防止対策 一式</p> <p>3. 関連工事等 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事</p> <p>4. 概成工期 ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)</p> <p>5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 現場作業完了後に、全ての室内部分及び廊下、階段を使用する。</p> <p>II 建築工事仕様</p> <p>1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ※建築工事標準詳細図 (令和4年版) ※敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)</p> <p>3. 「週休2日制工事」の実施について ※対象 (・ 選択-I型 ○ 選択-II型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日日の基本とする「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)</p> <p>4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について ※対象 ・見込んでいない(理由: ※過去のWBGT値に基づき算定した日数が0日のため) ○見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による) ・対象外(理由:)</p>		<p>10 工事安全計画書</p> <p>11 統括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>12 発生材の処理</p> <p>13 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>14 工事の保険</p> <p>15 契約保証</p> <p>16 前払金支出割合区分補正</p> <p>17 証明書の提出(グリーン購入法)</p> <p>18 石含有建材の調査</p>	<p>配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> <tr> <td>検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備員に、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識及び技能を有するもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したものの知識及び技能を有するもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもの、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、[1.3.12]事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場へ処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けようとして承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、期限内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、期限内に中間処理業者への搬入が完了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者へ搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ○再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)</p> <p>特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※行う ・行わない 分析調査 ※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う () ・行わない ()</p> <table border="1"> <tr> <td>・PCBを含む機器類 ・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯、HID灯具の安定器 ・その他()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸 廃アルカリ ・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液 ・ダイオキシン類</td> <td></td> </tr> </table> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://ekplus.jaic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</p> <p>※金銭的保証方式 ・有 ○無</p> <p>「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものであるものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。[1.4.2]</p> <p>事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1] 事前調査範囲 ※改修範囲 貸与資料 ※有 ○既存の設計図書 分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (調査建材使用部 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p>	資格	資格要件	配置人数	検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備員に、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識及び技能を有するもの	人	交通誘導員(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの知識及び技能を有するもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもの、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	・PCBを含む機器類 ・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯、HID灯具の安定器 ・その他()		・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸 廃アルカリ ・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液 ・ダイオキシン類		<p>19 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※ 図示 ・改修建物の外壁、軒天、パラペット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破損部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p> <p>20 技能士及び技能資格者</p> <p>※適用する(○:一級、●:二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> <tr> <td>・仮設工事</td> <td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋工事</td> <td>※○鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート工事</td> <td>・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨工事</td> <td>※●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーユールシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>・防水工事</td> <td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニルシート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・石工事</td> <td>※○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・タイル工事</td> <td>※○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・木工事</td> <td>※○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・屋根及びとどろ工事</td> <td>・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・金属工事</td> <td>・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・左官工事</td> <td>※○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・建具工事</td> <td>・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテンウォール工事</td> <td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塗装工事</td> <td>※○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・○カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>※○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業</td> </tr> </table> <p>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p> <p>21 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、[1.7.9]報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法 ※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となることが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p> <p>22 直接仮設の養生</p> <p>内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。</p> <p>23 建築材料等</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。</p> <p>24 特別な材料の工法</p> <p>公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>25 風圧力</p> <p>本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo): ※ 38m/sec ・36m/sec 地表面粗土区分: ※ III ・II</p> <p>26 仕上面の出隅処理</p> <p>内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難しい場合は、監督職員と協議する。</p>	工事種別	技能検定の作業の種別	・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・鉄筋工事	※○鉄筋組立作業	・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業	・鉄骨工事	※●とび作業	・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーユールシーパネル工事作業	・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニルシート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業	・石工事	※○石張り作業	・タイル工事	※○タイル張り作業	・木工事	※○大工工事作業	・屋根及びとどろ工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業	・金属工事	・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業	・左官工事	※○左官作業	・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・○カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業
資格	資格要件	配置人数																																																					
検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備員に、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識及び技能を有するもの	人																																																					
交通誘導員(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの知識及び技能を有するもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもの、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																																					
・PCBを含む機器類 ・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯、HID灯具の安定器 ・その他()																																																							
・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸 廃アルカリ ・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液 ・ダイオキシン類																																																							
工事種別	技能検定の作業の種別																																																						
・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																						
・鉄筋工事	※○鉄筋組立作業																																																						
・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業																																																						
・鉄骨工事	※●とび作業																																																						
・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーユールシーパネル工事作業																																																						
・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニルシート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業																																																						
・石工事	※○石張り作業																																																						
・タイル工事	※○タイル張り作業																																																						
・木工事	※○大工工事作業																																																						
・屋根及びとどろ工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業																																																						
・金属工事	・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業																																																						
・左官工事	※○左官作業																																																						
・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業																																																						
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業																																																						
・塗装工事	※○建築塗装作業																																																						
・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・○カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業																																																						
・植栽工事	※○造園工事作業																																																						
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業																																																						
<p>項目</p> <p>一般共通事項</p> <p>1 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)</p> <p>2 総合工程表</p> <p>3 総合図</p> <p>4 工事日誌</p> <p>5 工事写真</p> <p>6 下請負者の報告</p> <p>7 電気保安技術者</p> <p>8 施工条件</p> <p>9 交通誘導警備員</p>	<p>登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]</p> <p>原則、工事の着手前に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。</p> <p>工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員に承諾を受ける。 [1.2.3]</p> <p>週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。</p> <p>工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4] 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。</p> <p>各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。</p> <p>適用する。 [1.3.3]</p> <p>施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5] ◎図面番号 A-03参照 ・ 図示 ・ 図示 ※ 仮囲内 ○ 図示</p> <p>その他の施工条件 ・資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ◎登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。</p> <p>交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p> <p>配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ・監督職員と協議し、適宜配置する。</p>																																																						
<p>項目</p> <p>特記事項</p>	<p>10 工事安全計画書</p> <p>11 統括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>12 発生材の処理</p> <p>13 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>14 工事の保険</p> <p>15 契約保証</p> <p>16 前払金支出割合区分補正</p> <p>17 証明書の提出(グリーン購入法)</p> <p>18 石含有建材の調査</p>																																																						
<p>項目</p> <p>特記事項</p>	<p>19 施工数量調査</p> <p>20 技能士及び技能資格者</p> <p>21 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>22 直接仮設の養生</p> <p>23 建築材料等</p> <p>24 特別な材料の工法</p> <p>25 風圧力</p> <p>26 仕上面の出隅処理</p>																																																						
<p>工事名</p> <p>旭中学校校舎転落防止対策工事</p> <p>係 係長 課長補佐 課長 図面番号</p> <p>鈴木 笹岡 電田 松本 A-01</p> <p>図面名 改修特記仕様書(1) 2026.04 縮尺 1/</p> <p>作図 年 月 日</p>	<p>高知市 都市建設部 公共建築課</p>																																																						

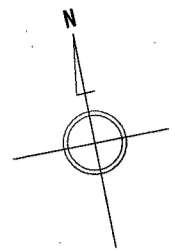
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																
27 事業損失補償	※現場説明書による。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1] <table border="1"> <tr> <td>備品の種類</td> <td>机・椅子</td> <td>書棚</td> <td>黒板</td> <td>PC</td> <td>掛時計</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>枚</td> <td>台</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>温度計</td> <td>ゴム長靴</td> <td>雨がっぱ</td> <td>保護帽</td> <td>懐中電灯</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>衣類ロッカー</td> <td>冷暖房機器</td> <td>消火器</td> <td>湯沸器</td> <td>加入電話付風器</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>人用</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>掃除具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計	数量	組	台	枚	台	個	備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯	数量	個	足	着	個	個	備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付風器	数量	人用	台	個	台	台	備品の種類	掃除具					数量	個						
備品の種類	机・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計																																																
数量	組	台	枚	台	個																																																
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯																																																
数量	個	足	着	個	個																																																
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付風器																																																
数量	人用	台	個	台	台																																																
備品の種類	掃除具																																																				
数量	個																																																				
28 完成時の提出図書	<input checked="" type="checkbox"/> 完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2] <input checked="" type="checkbox"/> 完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) [1.9.3] <input checked="" type="checkbox"/> 保全に関する資料(提出部数 ※2部・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 工種別下請負者の一覧表を提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	6 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) <input checked="" type="checkbox"/> 利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) <input checked="" type="checkbox"/> 利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)~c)に下記d)~e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 図示 ※ 原形の復旧 ・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲() 厚さ() [2.5.1]																																																		
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table border="1"> <tr> <th>位置</th> <th>分類・規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>部数</th> <th>原画の大きさ(mm)</th> </tr> <tr> <td>各室</td> <td>手札版(L版)</td> <td>※2枚</td> <td>枚※1部・部</td> <td>・100×125以上</td> </tr> <tr> <td>外部</td> <td>キャビネ版</td> <td>※4枚</td> <td>枚※1部・部</td> <td>・24×36以上</td> </tr> <tr> <td>外部</td> <td>半切パネル(木製枠※アルミ枠)</td> <td>※1枚</td> <td>枚※1部・部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スライド</td> <td></td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> </table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ(mm)	各室	手札版(L版)	※2枚	枚※1部・部	・100×125以上	外部	キャビネ版	※4枚	枚※1部・部	・24×36以上	外部	半切パネル(木製枠※アルミ枠)	※1枚	枚※1部・部			スライド		※1部・部		7 仮囲い	※ 図示																									
位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原画の大きさ(mm)																																																	
各室	手札版(L版)	※2枚	枚※1部・部	・100×125以上																																																	
外部	キャビネ版	※4枚	枚※1部・部	・24×36以上																																																	
外部	半切パネル(木製枠※アルミ枠)	※1枚	枚※1部・部																																																		
	スライド		※1部・部																																																		
30 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・ 貫通孔、開口部の補強 ※ 下表 図示 ・ 壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※ 下表 図示 ・ 駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・	8 仮設物撤去後の整地・破片付け	※ 図示 ・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲() 厚さ() [2.5.1]																																																		
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	内装改修工事	1 (天井、壁仕上げ) せつこうボードその他のボード及び合板張り <input checked="" type="checkbox"/> 有孔しな合板 t=5.5 寒冷紗裏張り 2 吸音材 <input checked="" type="checkbox"/> グラスウール t=50 密度24kg/m ³ ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの																																																		
32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	3 塗装の種別	1 一般事項 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆とする [7.1.3] 防火材料 ※ 屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 [7.1.3] ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:) 2 素地ごしらえ [7.3.2~7.3.7][表7.3.1~表7.3.7] <table border="1"> <tr> <th colspan="2">下地面等</th> <th colspan="2">種別</th> </tr> <tr> <td>木部</td> <td>不透明塗料塗り</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>透明塗料塗り</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(DP以外)</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(DP)</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>モルタル面及び石膏面</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート・ALCパネル面(DP以外)</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(DP)</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>せつこうボード面(継目処理工法)</td> <td></td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>せつこうボード面(継目処理以外)</td> <td>・その他ボード面</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> </table>	下地面等		種別		木部	不透明塗料塗り	※A種	※B種		透明塗料塗り	※A種	※B種	鉄鋼面(DP以外)		※A種	※B種	鉄鋼面(DP)		※A種	※B種	亜鉛めっき鋼面		※A種	※B種	モルタル面及び石膏面		※A種	※B種	コンクリート・ALCパネル面(DP以外)		※A種	※B種	コンクリート(DP)		※A種	※B種	押出成形セメント板面		※A種	※B種	せつこうボード面(継目処理工法)		※A種	※B種	せつこうボード面(継目処理以外)	・その他ボード面	※A種	※B種		
下地面等		種別																																																			
木部	不透明塗料塗り	※A種	※B種																																																		
	透明塗料塗り	※A種	※B種																																																		
鉄鋼面(DP以外)		※A種	※B種																																																		
鉄鋼面(DP)		※A種	※B種																																																		
亜鉛めっき鋼面		※A種	※B種																																																		
モルタル面及び石膏面		※A種	※B種																																																		
コンクリート・ALCパネル面(DP以外)		※A種	※B種																																																		
コンクリート(DP)		※A種	※B種																																																		
押出成形セメント板面		※A種	※B種																																																		
せつこうボード面(継目処理工法)		※A種	※B種																																																		
せつこうボード面(継目処理以外)	・その他ボード面	※A種	※B種																																																		
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	4 塗装の種類	[7.3.2、7.5.2~7.13.2][表7.5.1~表7.13.1] <table border="1"> <tr> <th>略号</th> <th>塗装</th> <th>塗表面</th> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">EP-G</td> <td rowspan="10">つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td> <td>コンクリート面</td> <td>※B種</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>モルタル面</td> <td>※B種</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>石膏面</td> <td>※B種</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>せつこうボード面</td> <td>※B種</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>その他ボード面</td> <td>※B種</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>屋内木部</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内鉄鋼面</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>屋内亜鉛めっき鋼面</td> <td>※A種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> </table>	略号	塗装	塗表面	塗替え	新規	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	コンクリート面	※B種	※B種	※A種	モルタル面	※B種	※B種	※A種	石膏面	※B種	※B種	※A種	せつこうボード面	※B種	※B種	※A種	その他ボード面	※B種	※B種	※A種	屋内木部	※B種	※A種		屋内鉄鋼面	※B種	※A種	※B種	屋内亜鉛めっき鋼面	※A種	※A種	※B種											
略号	塗装	塗表面	塗替え	新規																																																	
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	コンクリート面	※B種	※B種	※A種																																																
		モルタル面	※B種	※B種	※A種																																																
		石膏面	※B種	※B種	※A種																																																
		せつこうボード面	※B種	※B種	※A種																																																
		その他ボード面	※B種	※B種	※A種																																																
		屋内木部	※B種	※A種																																																	
		屋内鉄鋼面	※B種	※A種	※B種																																																
		屋内亜鉛めっき鋼面	※A種	※A種	※B種																																																
		34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	転落防止柵	1 あと施工アンカー 施工後の確認(引張試験) ・行う <input checked="" type="checkbox"/> 行わない 確認強度() (14.1.3) 2 格子 材料の種類、仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> アルミ製 <input checked="" type="checkbox"/> 優良住宅部品 <input checked="" type="checkbox"/> 手摺子φ110以下 3 手摺 材料の種類、仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス、#400																																																
		仮設工事(改修)	1 足場その他 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 内部足場 ※ きやつ、足場板等 外部足場 ※ 本足場 外部足場の養生 ※ 図示 材料、撤去材の運搬方法 ・ 防護シート・メッシュシート・防音シート・防音パネル ・ A種 ※ B種 ・ C種 <input checked="" type="checkbox"/> D種 ・ E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) D種の場合 利用可能な階段(※図示) ・ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。	1 あと施工アンカー	施工後の確認(引張試験) ・行う <input checked="" type="checkbox"/> 行わない 確認強度() (14.1.3)																																																
2 養生	2 養生 [2.3.1] <input checked="" type="checkbox"/> 既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等 <input checked="" type="checkbox"/> 既存家具、既存設備等の養生 ※ ビニルシート等 <input checked="" type="checkbox"/> 既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※ 図示 <input checked="" type="checkbox"/> 固定された備品等の移動 ※ 図示 <input checked="" type="checkbox"/> 開口部養生 ※ 図示 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	2 格子	材料の種類、仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> アルミ製 <input checked="" type="checkbox"/> 優良住宅部品 <input checked="" type="checkbox"/> 手摺子φ110以下																																																		
3 仮設間仕切り(屋内)	設置箇所 ※ 図示 [2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種 A種、B種の場合 仕上げの材種 ※せつこうボード 厚さ9.5mm ・合板(普通合板)厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 ※ 行う ※ 行わない	3 手摺	材料の種類、仕上げ <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス、#400																																																		
4 監督職員事務所	仮設原設置箇所 ※ 図示 仮設原種別 ・ 合板張り木製原程度 ・ 図示 ・ 設ける(m ² 程度) ※ 設けない																																																				



中舎1階平面図 1/200

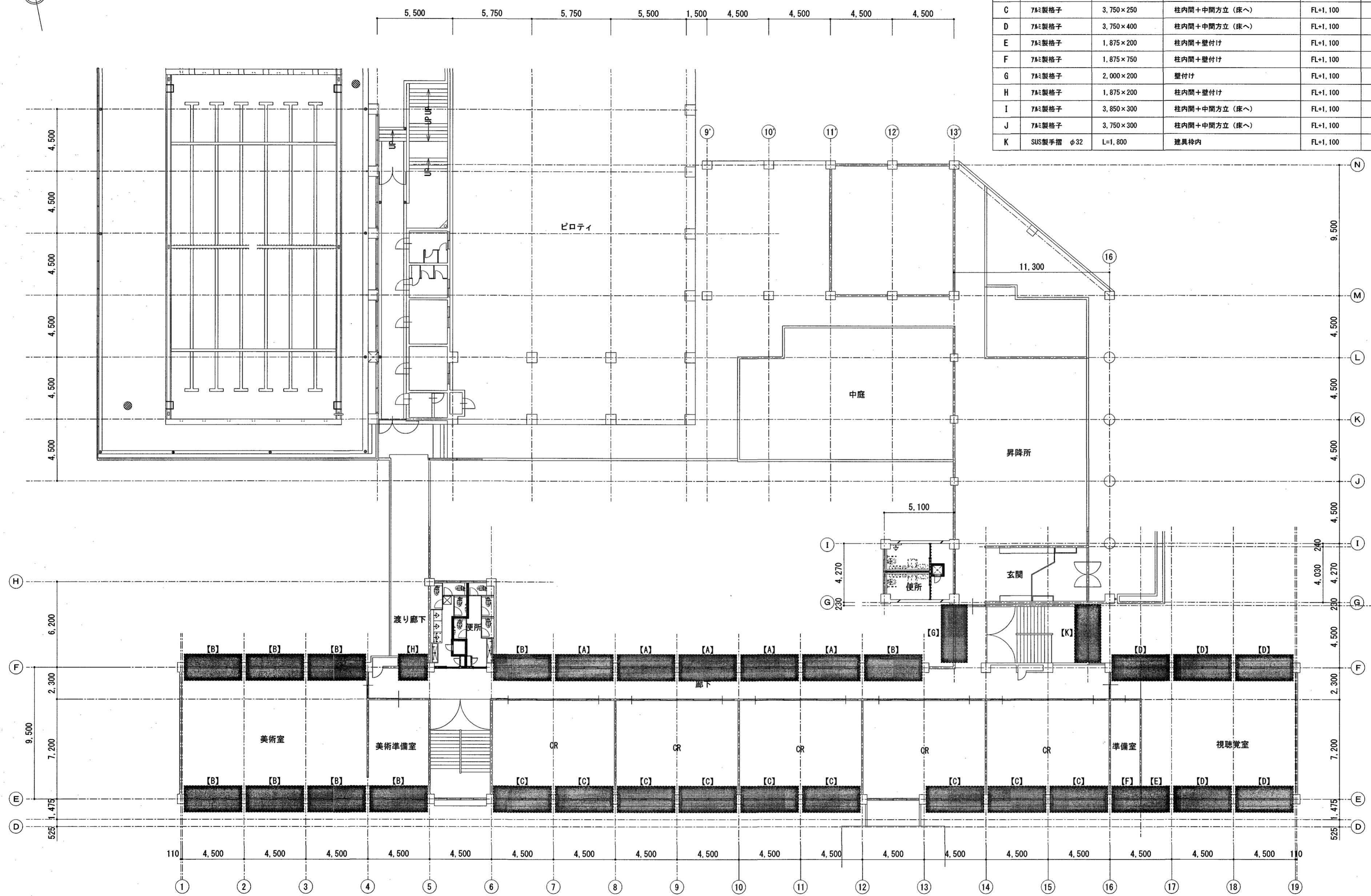
※改修なし

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		旭中学校校舎転落防止対策工事	鈴木	菅岡	電山	松本	A-04
図面名		縮尺	作図	R8年 月 日			
中舎1階平面図		1 / 200					



記号	設置部材	部材寸法 (W×H)	固定箇所	設置高さ (天端)	備考
A	7×3製格子	3,750×200	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
B	7×3製格子	3,750×200	柱内間	FL+1,260	
C	7×3製格子	3,750×250	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
D	7×3製格子	3,750×400	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	【撤去】 鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】 樹脂製キャップφ34、壁仕上げ
E	7×3製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】 鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】 樹脂製キャップφ34、壁仕上げ
F	7×3製格子	1,875×750	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】 鉄製手摺φ34 【新設】 樹脂製キャップφ34
G	7×3製格子	2,000×200	壁付け	FL+1,100	
H	7×3製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	
I	7×3製格子	3,850×300	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
J	7×3製格子	3,750×300	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	【撤去】 壁仕上げ 【新設】 壁仕上げ
K	SUS製手摺 φ32	L=1,800	建具枠内	FL+1,100	

凡例
 【記号】 : 改修内容を示す
 [塗りつぶし] : 改修箇所を示す



中舎2階・北舎1階平面図 1/200

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	中舎2階・北舎1階平面図	縮尺	1/200	作図	R8年 月 日	A-05

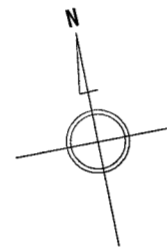
仕上表

記号	設置部材	部材寸法 (W×H)	固定箇所	設置高さ(天端)	備考
A	7×7製格子	3,750×200	柱内間+中間方立(床へ)	FL+1,100	
B	7×7製格子	3,750×200	柱内間	FL+1,260	
C	7×7製格子	3,750×250	柱内間+中間方立(床へ)	FL+1,100	
D	7×7製格子	3,750×400	柱内間+中間方立(床へ)	FL+1,100	【撤去】鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】樹脂製キップφ34、壁仕上げ
E	7×7製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】樹脂製キップφ34、壁仕上げ
F	7×7製格子	1,875×750	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】鉄製手摺φ34 【新設】樹脂製キップφ34
G	7×7製格子	2,000×200	壁付け	FL+1,100	
H	7×7製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	
I	7×7製格子	3,850×300	柱内間+中間方立(床へ)	FL+1,100	
J	7×7製格子	3,750×300	柱内間+中間方立(床へ)	FL+1,100	【撤去】壁仕上げ 【新設】壁仕上げ
K	SUS製手摺 φ32	L=1,800	建具枠内	FL+1,100	

凡例

【記号】 : 改修内容を示す

■ : 改修箇所を示す



中舎3階・北舎2階平面図 1/200

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	鈴木	係長	菅岡	課長補佐	豊岡	課長	松本	図面番号	A-06
図面名	中舎3階・北舎2階平面図	縮尺	1/200		作図	R8年 月 日					

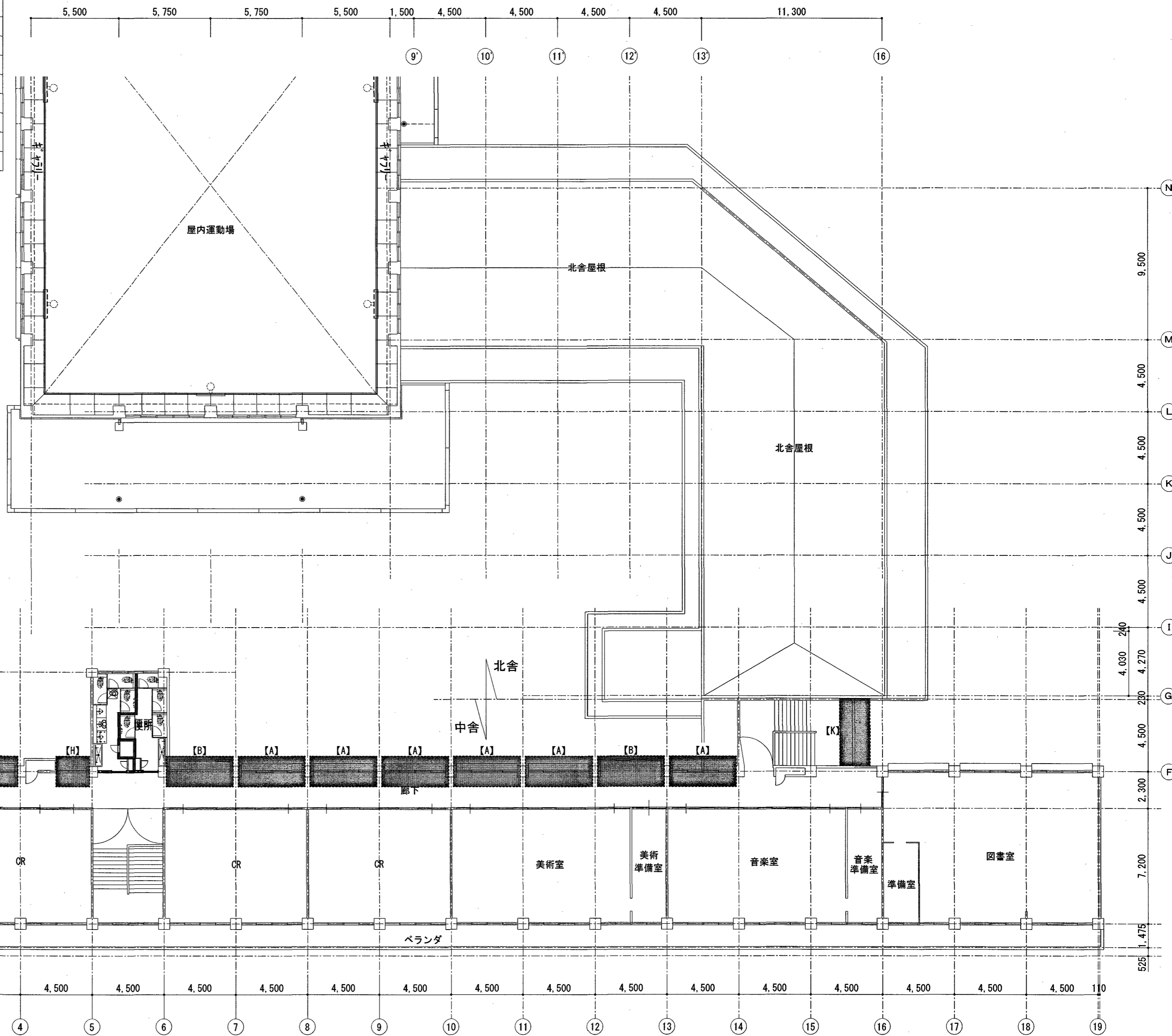
仕上表

記号	設置部材	部材寸法 (W×H)	固定箇所	設置高さ(天端)	備考
A	7x3製格子	3,750×200	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
B	7x3製格子	3,750×200	柱内間	FL+1,260	
C	7x3製格子	3,750×250	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
D	7x3製格子	3,750×400	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	【撤去】 鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】 樹脂製+77 φ34、壁仕上げ
E	7x3製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】 鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】 樹脂製+77 φ34、壁仕上げ
F	7x3製格子	1,875×750	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】 鉄製手摺φ34 【新設】 樹脂製+77 φ34
G	7x3製格子	2,000×200	壁付け	FL+1,100	
H	7x3製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	
I	7x3製格子	3,850×300	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
J	7x3製格子	3,750×300	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	【撤去】 壁仕上げ 【新設】 壁仕上げ
K	SUS製手摺 φ32	L=1,800	建具枠内	FL+1,100	

凡例

【記号】 : 改修内容を示す

■ : 改修箇所を示す



中舎4階平面図 1/200

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名

旭中学校校舎転落防止対策工事

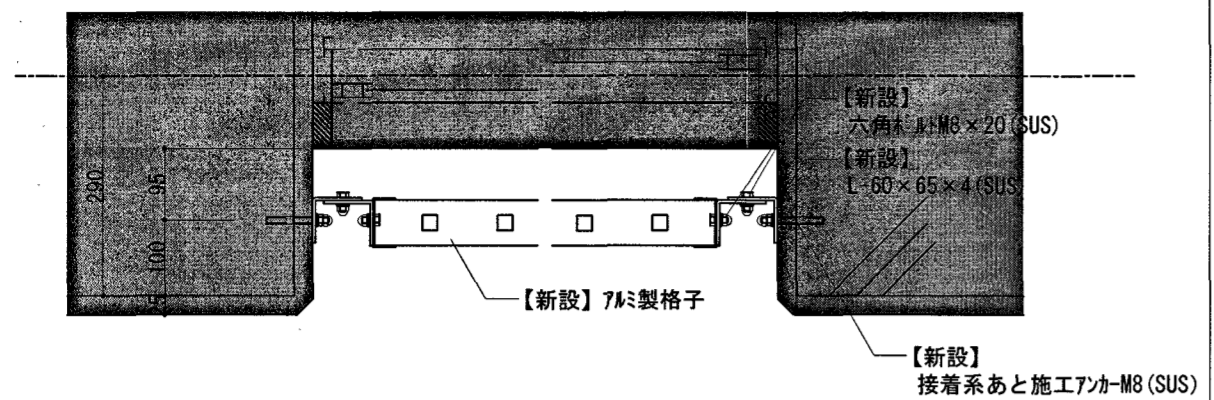
図面名 中舎4階平面図

縮尺 1/200

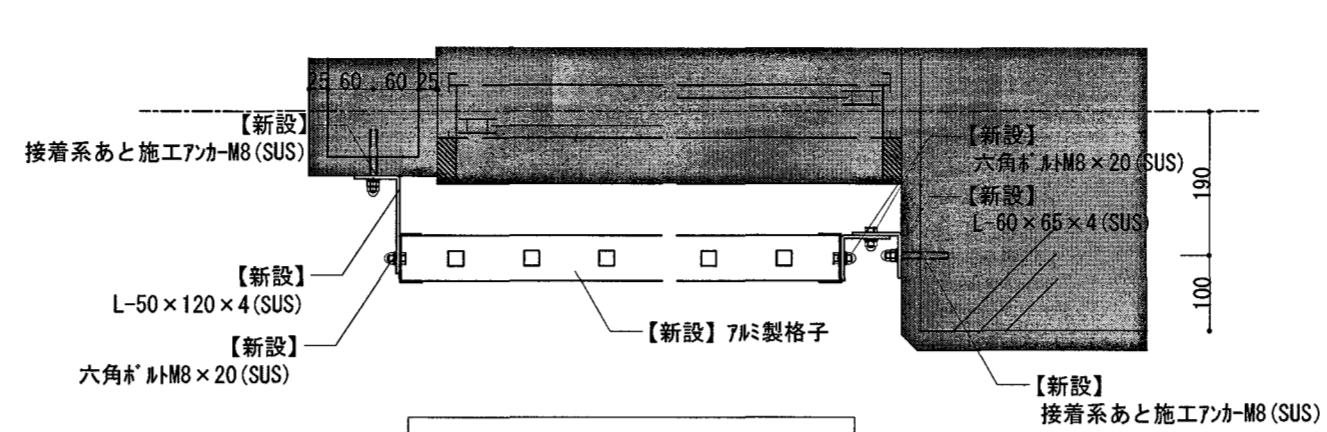
係 係長 課長補佐 課長 図面番号

鈴木 菅岡 豊田 松本 A-07

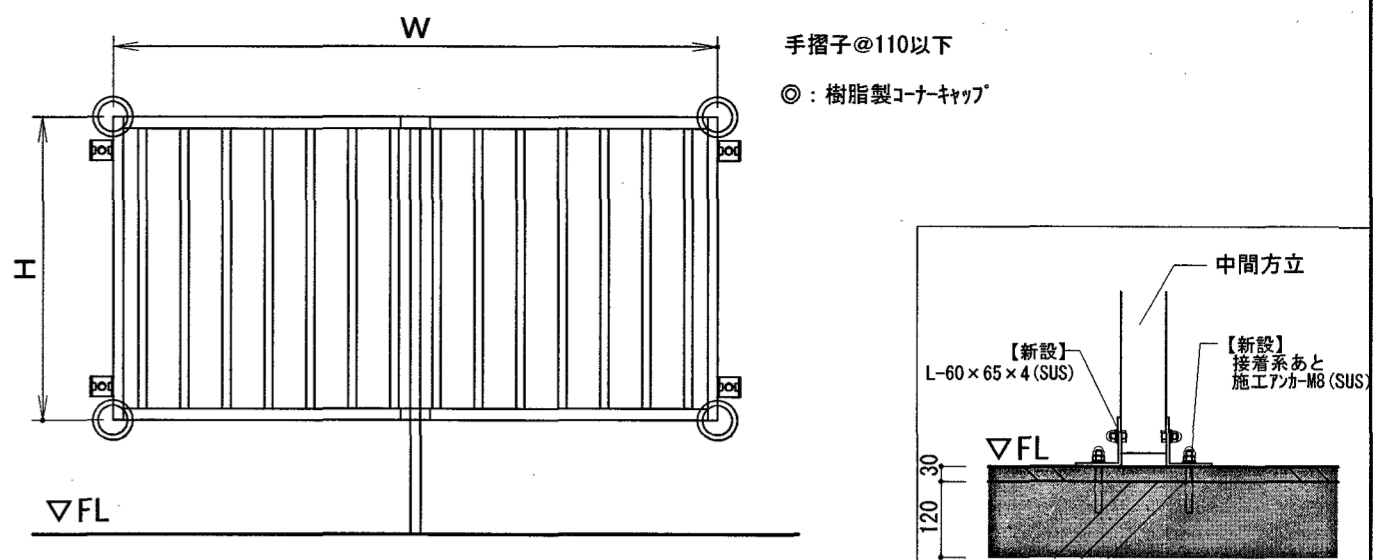
作図 R8年 月 日



【A、B、C、D、I】詳細図 S=1/10

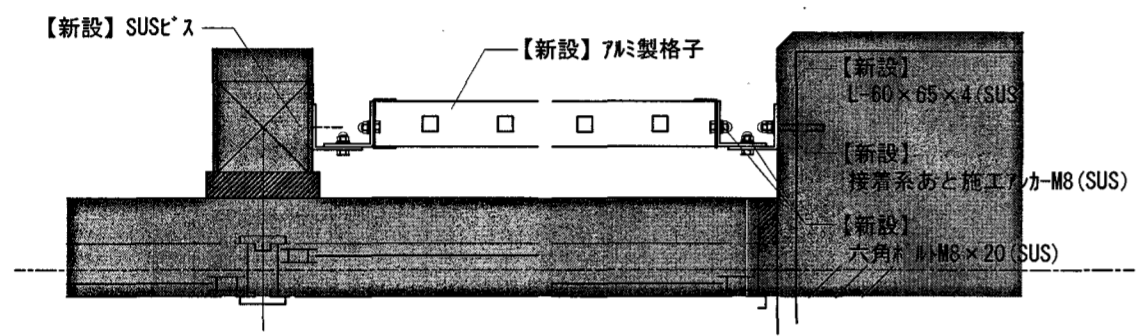


【H】詳細図 S=1/10

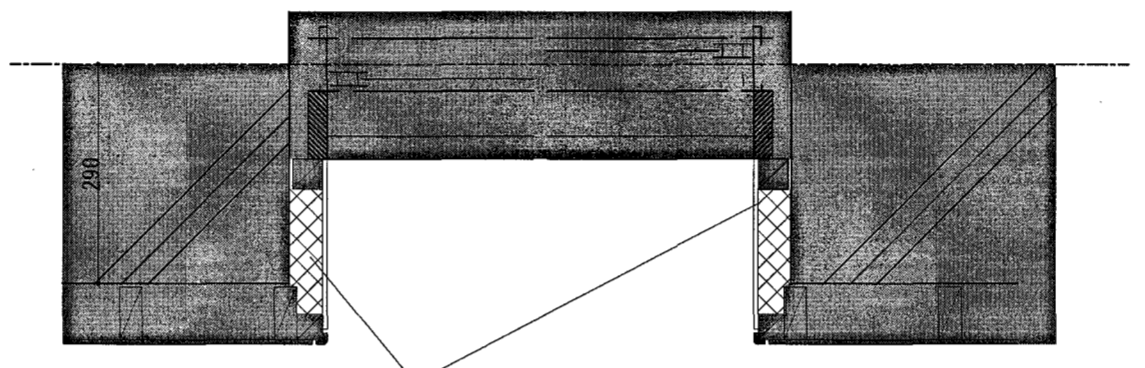


7mm製格子 姿図

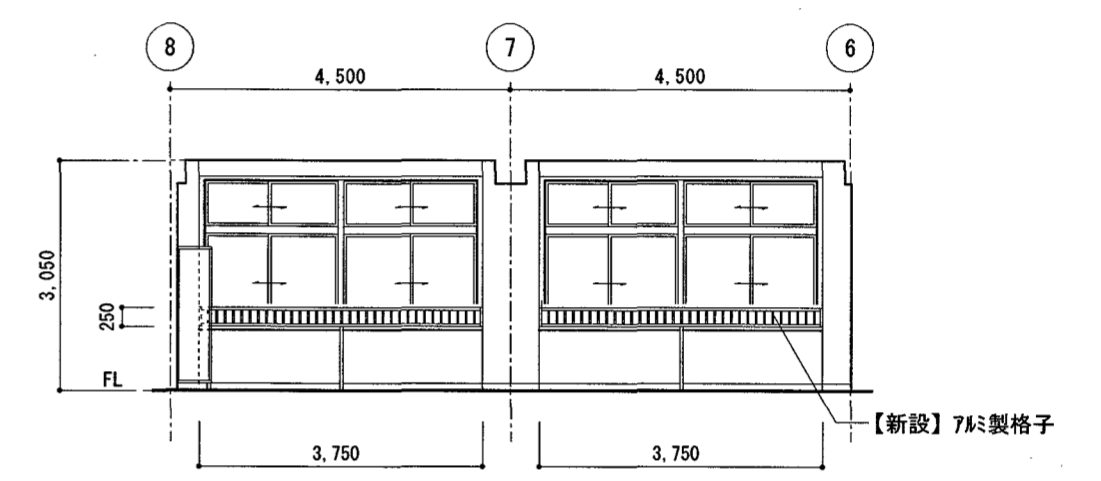
中間方立 詳細図



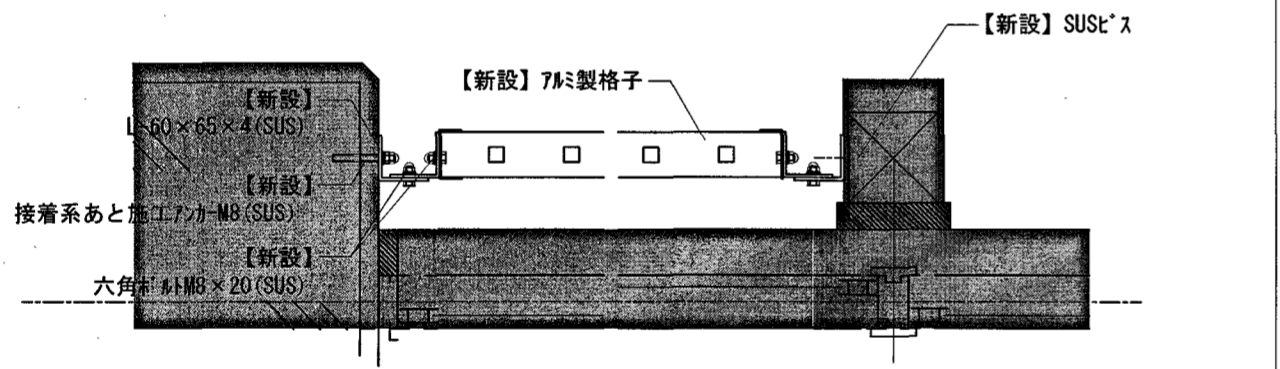
【E】詳細図 S=1/10



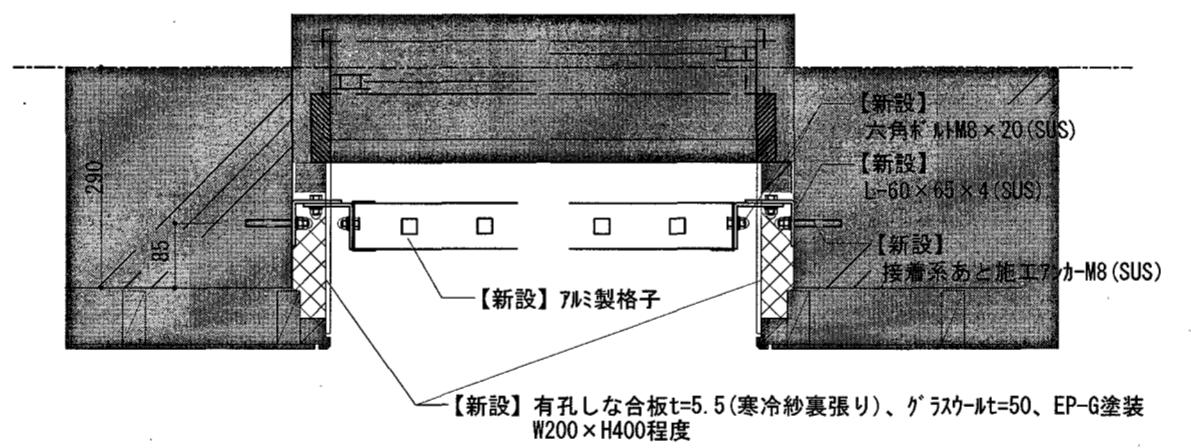
【J】詳細図 (改修前) S=1/10



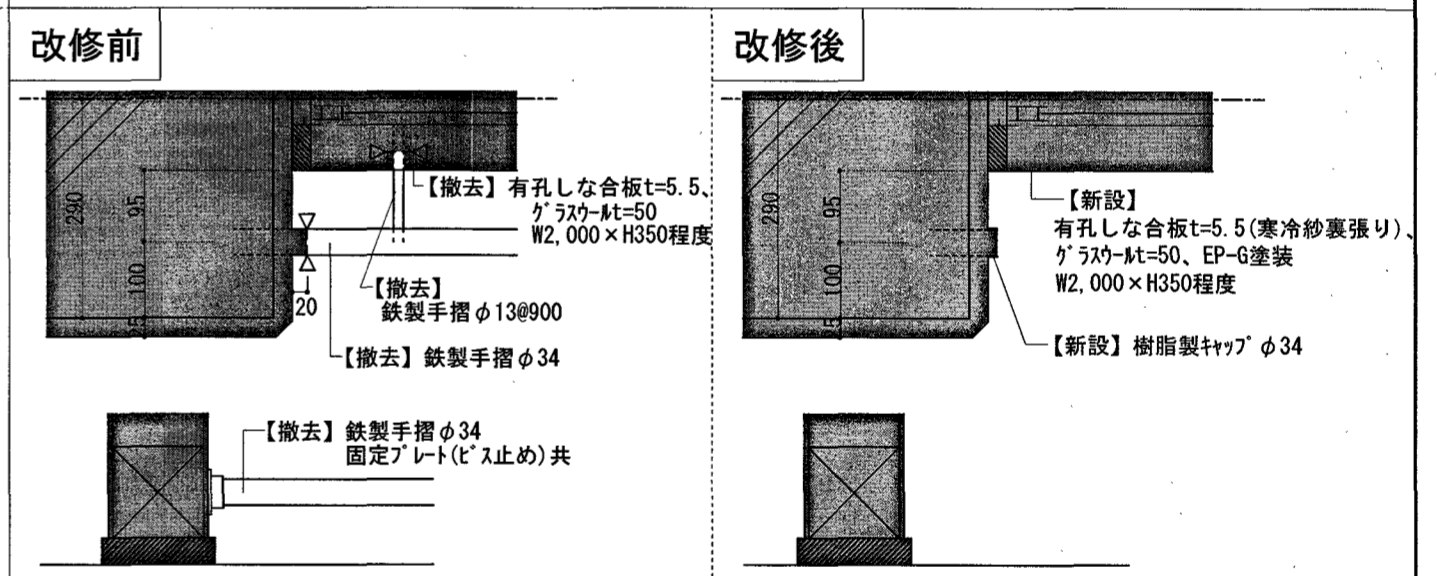
【C】見付図 S=1/100



【F】詳細図 S=1/10

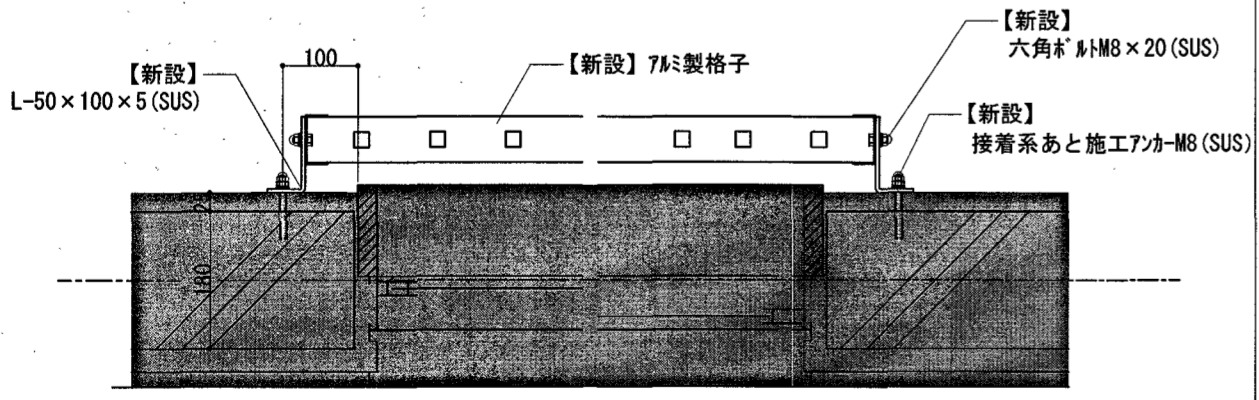


【J】詳細図 (改修後) S=1/10

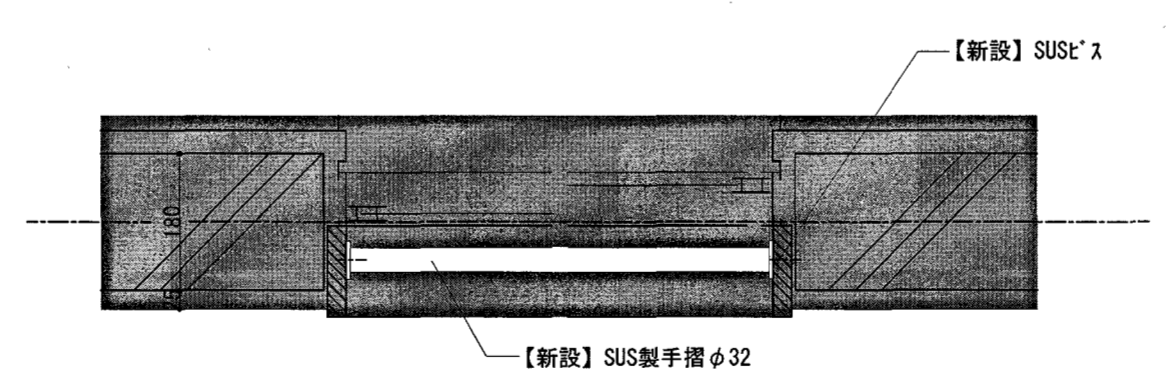


【D、E、F】手摺撤去図 S=1/10

▽ : カッター入れを示す
※有孔しな合板は目透かし張り



【G】詳細図 S=1/10



【K】詳細図 S=1/10

仕上表

記号	設置部材	部材寸法 (W×H)	固定箇所	設置高さ(天端)	備考
A	7mm製格子	3,750×200	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
B	7mm製格子	3,750×200	柱内間	FL+1,260	
C	7mm製格子	3,750×250	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
D	7mm製格子	3,750×400	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	【撤去】鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】樹脂製キャップφ34、壁仕上げ
E	7mm製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】鉄製手摺φ34、壁仕上げ 【新設】樹脂製キャップφ34、壁仕上げ
F	7mm製格子	1,875×250	柱内間+壁付け	FL+1,100	【撤去】鉄製手摺φ34 【新設】樹脂製キャップφ34
G	7mm製格子	2,000×200	壁付け	FL+1,100	
H	7mm製格子	1,875×200	柱内間+壁付け	FL+1,100	
I	7mm製格子	3,850×300	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	
J	7mm製格子	3,750×300	柱内間+中間方立 (床へ)	FL+1,100	【撤去】壁仕上げ 【新設】壁仕上げ
K	SUS製手摺 φ32	L=1,800	建具枠内	FL+1,100	

※部材寸法及び固定方法等は、製造所の仕様による。
※固定用の部材は、SUS製とする。
※ボルト固定部は袋ナットを設置すること。

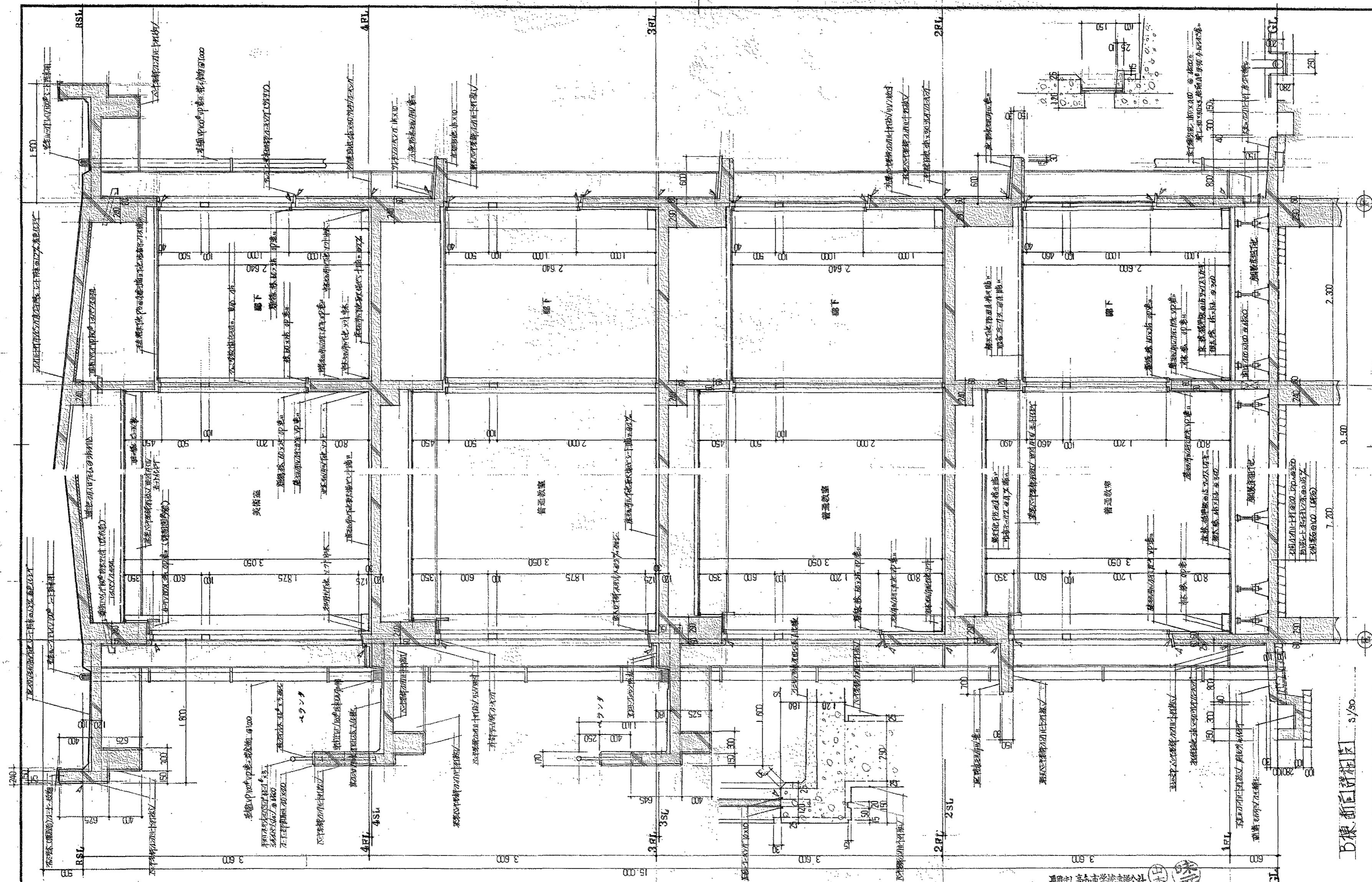
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名 旭中学校校舎転落防止対策工事

係長 鈴木 係長 世岡 課長補佐 山崎 課長 松本

図面番号 A-08

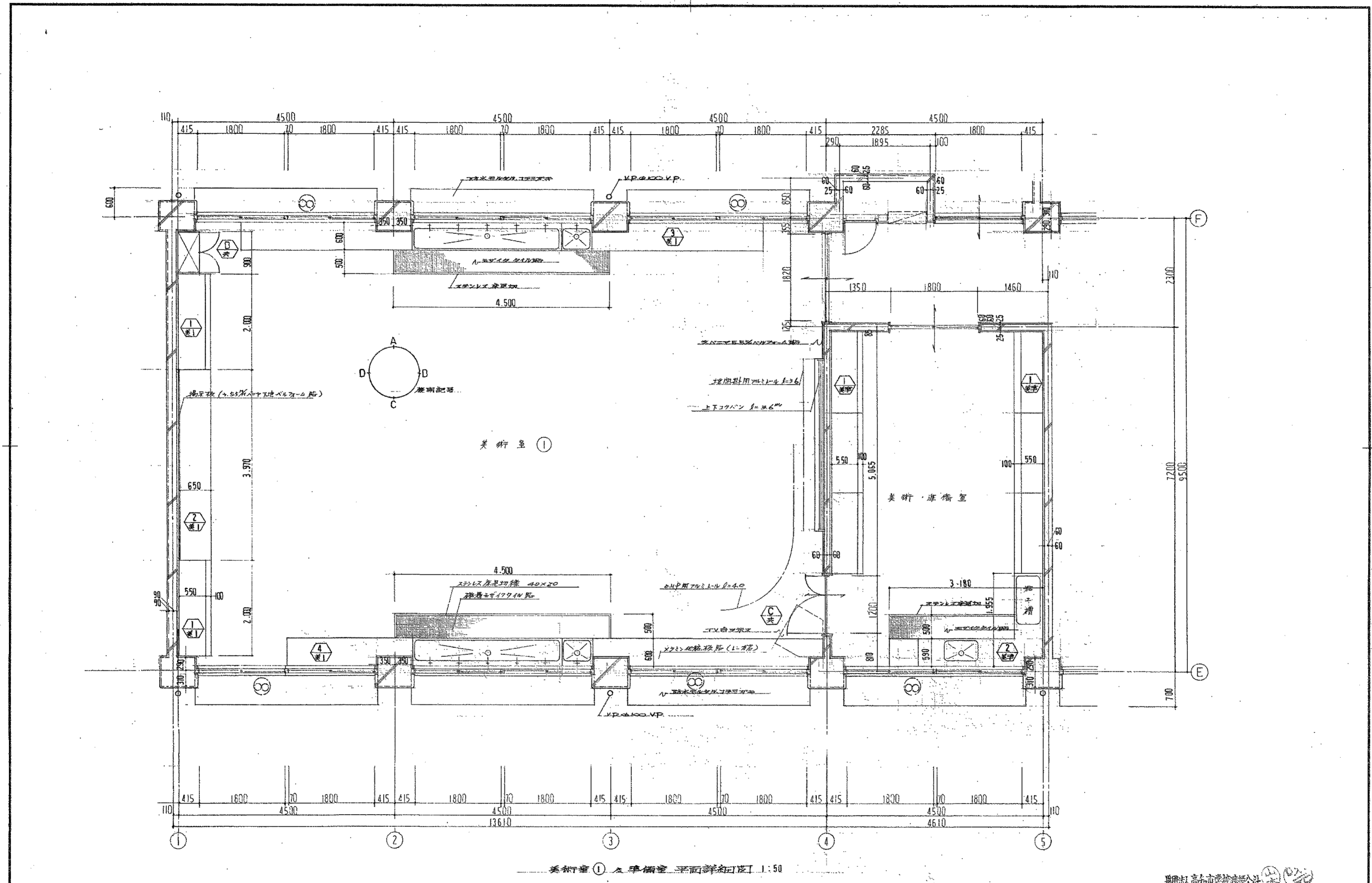
図面名 各詳細図 2025.04 縮尺 1/10、100 作図 年 月 日




高知市立旭中学校校舎新築工事 工事設計図 B棟断面詳細図	DATE. 57-12- SCALE. 1/30 SHEETNO. A-2B	DRAWN BY CHECKED BY	ライト設計事務所 事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島茂博 建築士登録 第28,158号 高知事務所 高知市梅ノ辻6-13 汐江ビル2F TEL 51-6177 特 松山出張所 中村市天神橋2 TEL (0885) 5-4380
---	--	------------------------	--

【参考図】

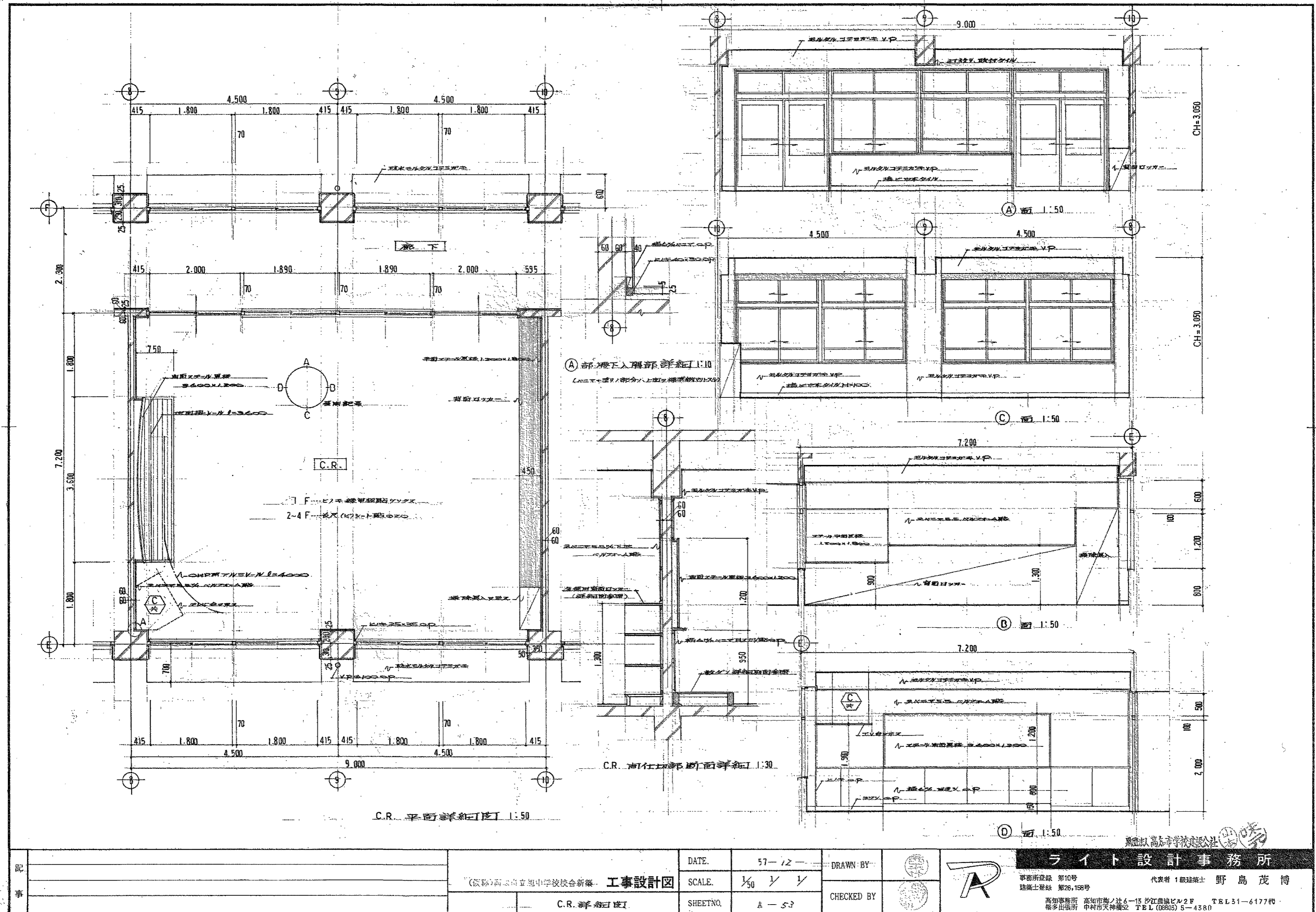
高知市 都市建設部 公共建築課	工事名 旭中学校校舎転落防止対策工事 図面名 中舎断面図【参考図】 縮尺	係長 課長補佐 課長 作図 R8年 月 日	図面番号 A-09
-----------------	---	--------------------------	--------------



記 事			DATE.	57-12-	DRAWN BY	 ライト設計事務所 〒780-0001 高知市堀内 第10号 建築士登録 第28,168号 代表者 1級建築士 野島 茂博 高知事務所 高知市堀内4-1-15 汐江農産ビル2F TEL.31-617780 備前出張所 中村市天神橋52 TEL.(0885)5-4380
	(仮称)高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図		SCALE.	1/50 1/1	CHECKED BY	
		美術室 ① 準備室 平面詳細図	SHEETNO.	A-55		

【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	美術室平面図【参考図】	縮尺	作図	R8年	月	日
								A-10



記	
事	

(仮称)高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図
C.R. 平面詳細図

DATE.	57-12-
SCALE.	1/50 1/100 1/200
SHEETNO.	A-53

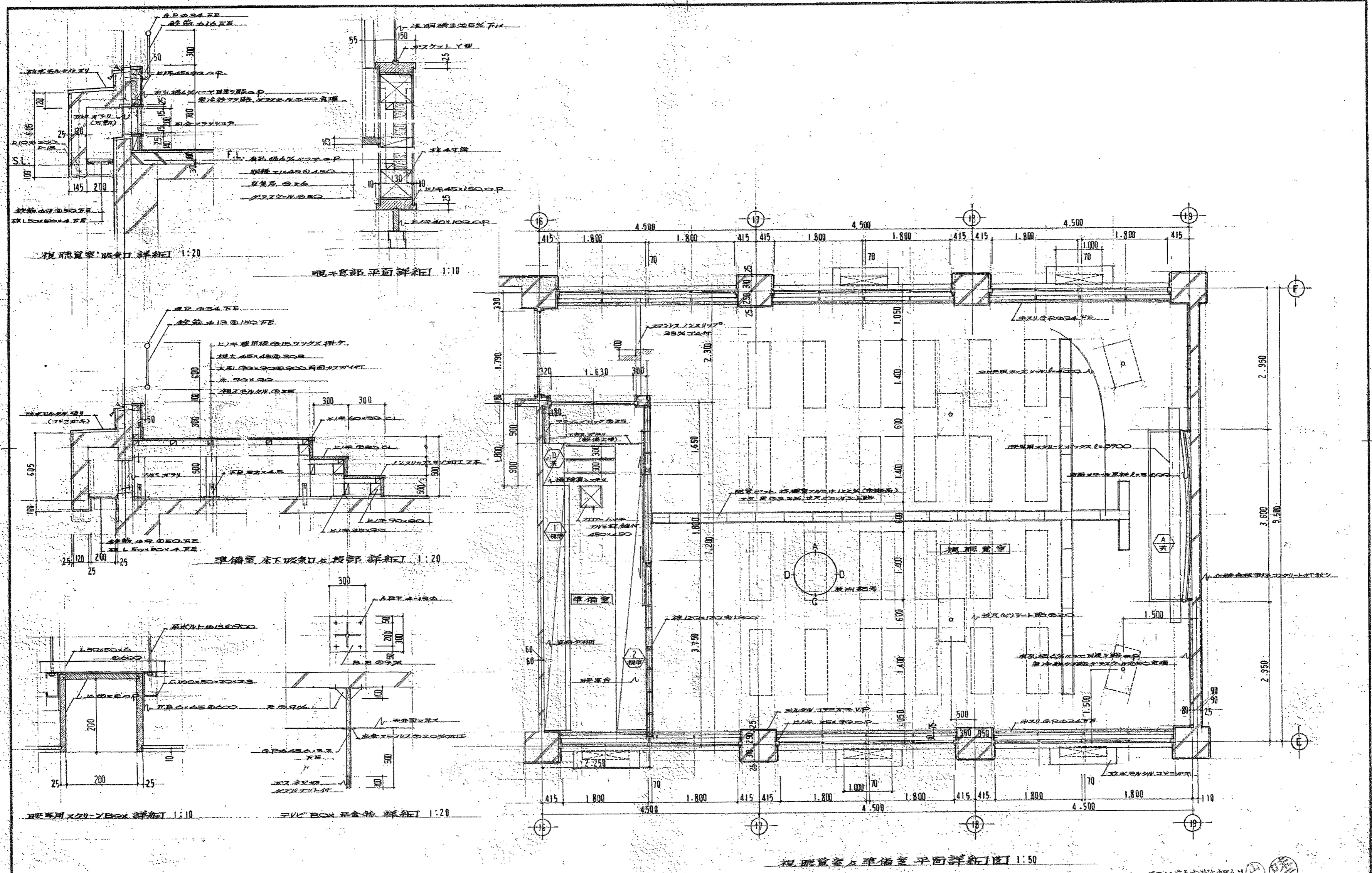
DRAWN BY	
CHECKED BY	



ライト設計事務所
 事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島 茂博
 建築士登録 第28,158号
 高知事務所 高知市堀ノ辻4-15 汐江ビル2F TEL 51-6177(代)
 松山出張所 中村市天神橋52 TEL (0895) 5-4380

【参考図】

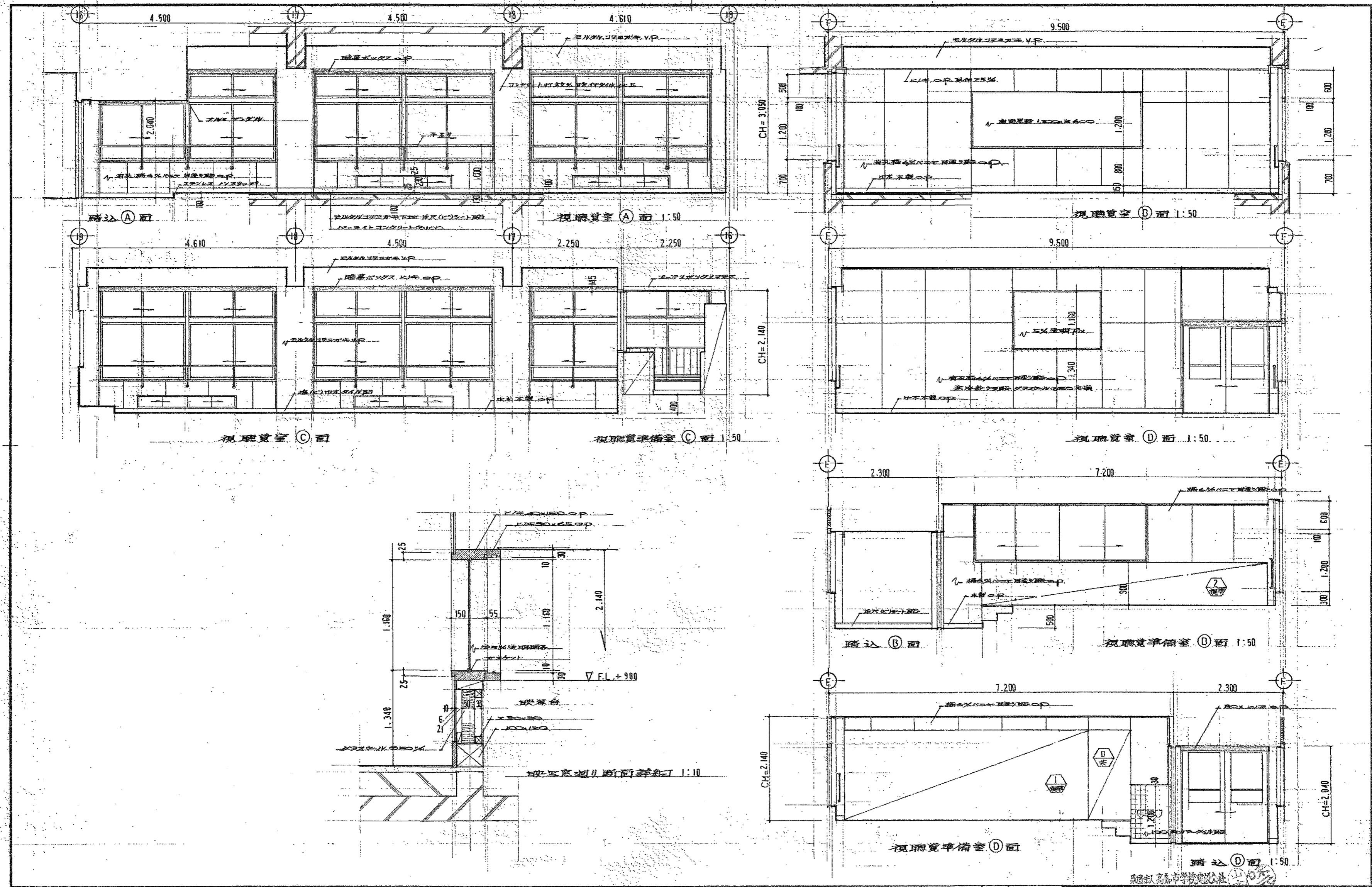
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	C.R.詳細図【参考図】	作図	R8年	月	日	A-11
		縮尺						



高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図 (仮称)高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図	DATE.	57-12-	DRAWN BY		ライト設計事務所 事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島茂博 建築士登録 第28,168号 高知事務所 高知市鶴ノ辻6-13 汐江ビル2F TEL 31-6177(4) 備前出張所 中内市天神橋92 TEL (0889) 5-4380
	SCALE.	1/50 1/10 1/20	CHECKED BY		
	SHEETNO.	A-57			

【参考図】

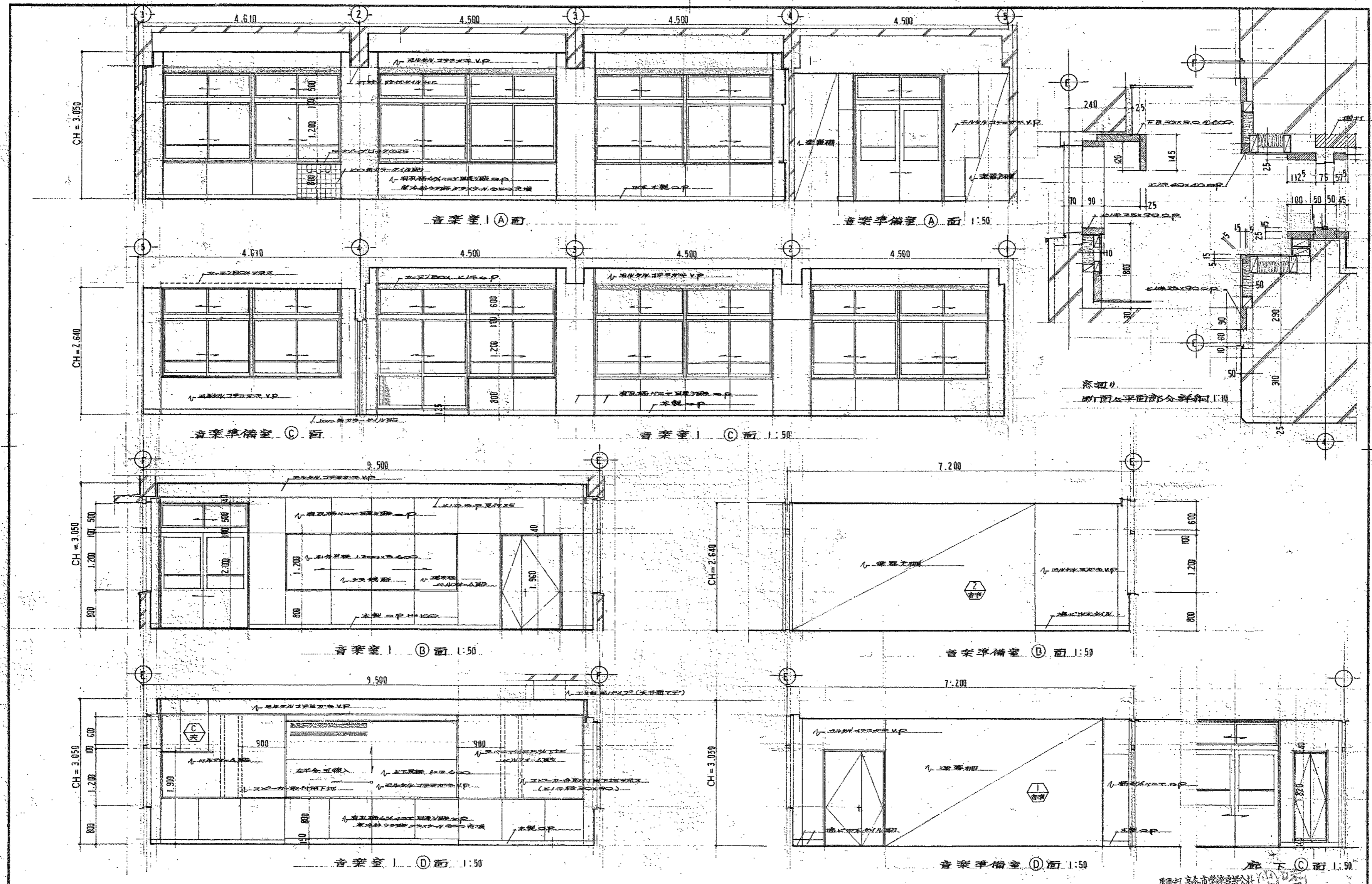
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	視聴覚室平面図【参考図】	作図	R8年	月	日	A-12



記 事			DATE.	57-12-	DRAWN BY		ライト設計事務所 事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島 茂博 建築士登録 第28,198号 高知事務所 高知市海ノ庄6-13 汐江ビル2F TEL 51-617780 徳島事務所 徳島市大蔵52 TEL (0870) 5-4380	
	(仮称)高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図		SCALE.	1/50 1/10 1/	CHECKED BY			
	視聴覚室廻り展開図		SHEETNO.	A-5B				

【参考図】

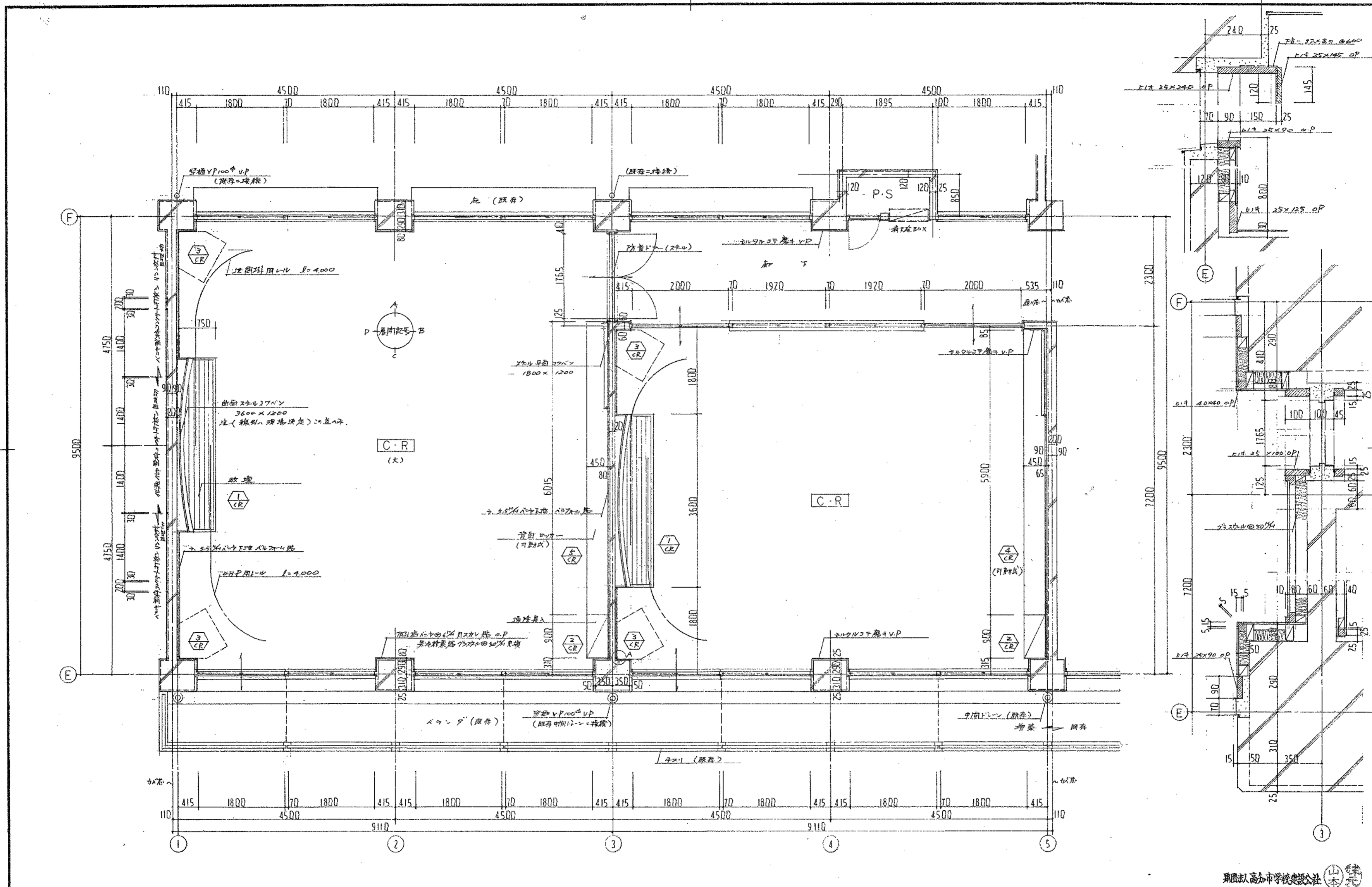
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	視聴覚室展開図【参考図】	縮尺	作図 R8年 月 日			A-13



記	(名称)高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図	DATE.	57-12-	DRAWN BY	ライト設計事務所 事務所所長 第10号 代表者 1級建築士 野島 茂博 建築士登録 第28,158号 高知事務所 高知市海ノ辻6-15 汐江園ビル2F TEL31-617780 松山出張所 松山市大町52 TEL(08803)5-4380
	音楽室①廻り後測図	SCALE.	1/50 1/40 1/30	CHECKED BY	
		SHEETNO.	1-60		

【参考図】

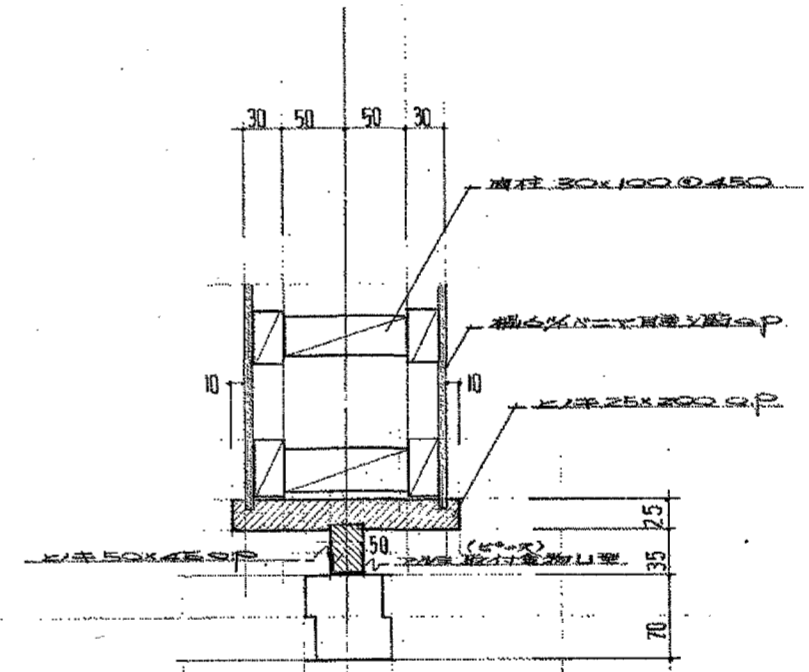
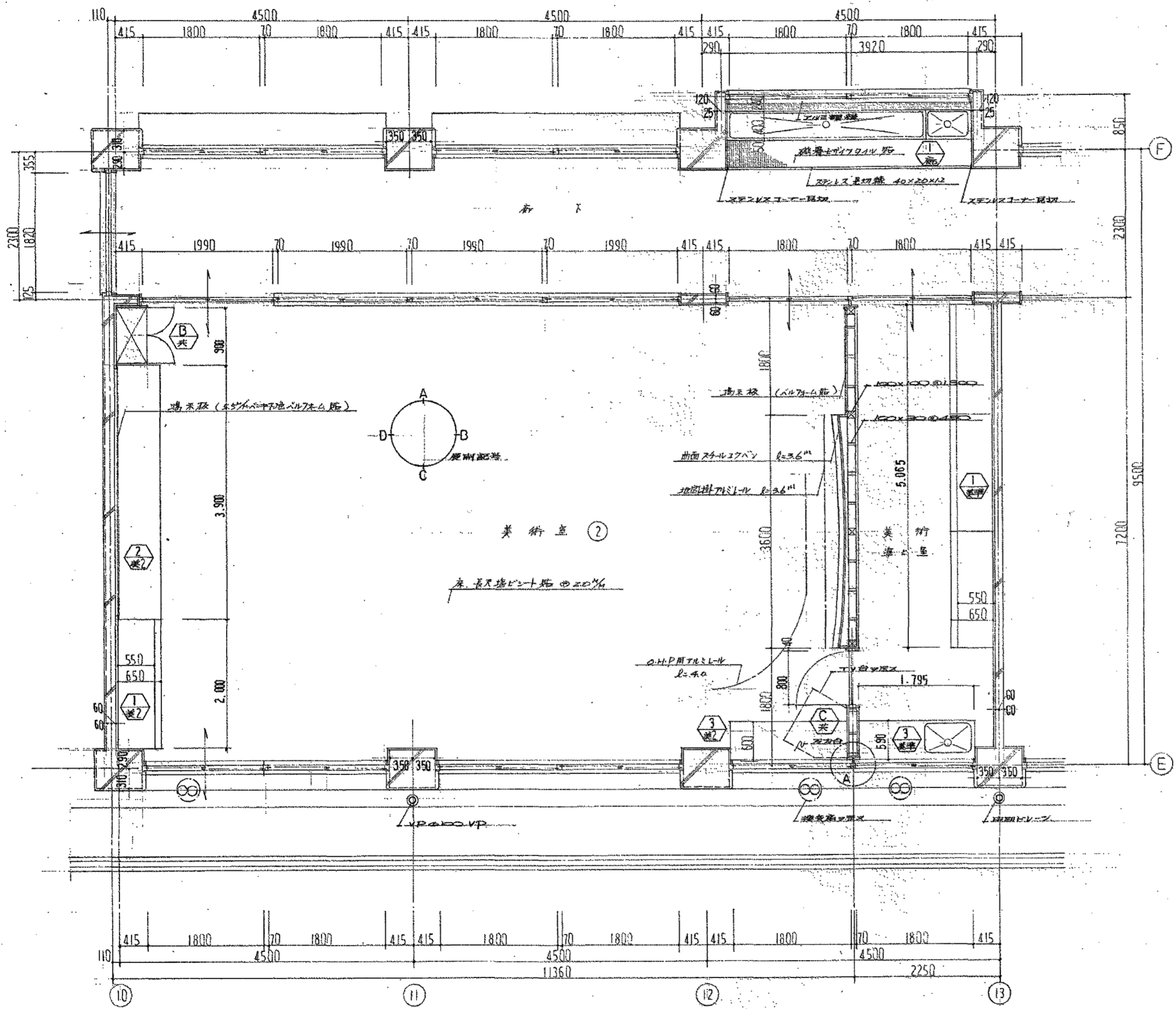
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	音楽室展開図【参考図】		作図		R8年	月	日
		縮尺							A-15



記 事	高知市立旭中学校校舎増築 工事設計図		DATE.	59-10-	DRAWN BY		ライト設計事務所	
	C-R 平面詳細図 (1)		SCALE.	1/50	CHECKED BY		事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野鳥茂博	
			SHEETNO.	A-18			建築士登録 第28,158号 高知市梅ノ辻6-15 2F 野鳥茂博 電話 51-4148号 高知事務所 高知市梅ノ辻6-15 2F 野鳥茂博 TEL 51-6177号 松山事務所 松山市天神橋50 TEL (0893) 5-4380	

【参考図】

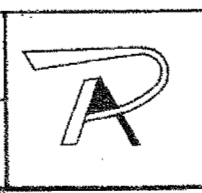
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	4階C-R詳細図【参考図】		縮尺		1/		A-16
		作図			R6年		月 日		



記	
事	

(仮称)高知市立旭中学校校舎新築 工事設計図	DATE. 57-12-
美術室2平面詳細図	SCALE. 1/50 1/1
	SHEETNO. A-64

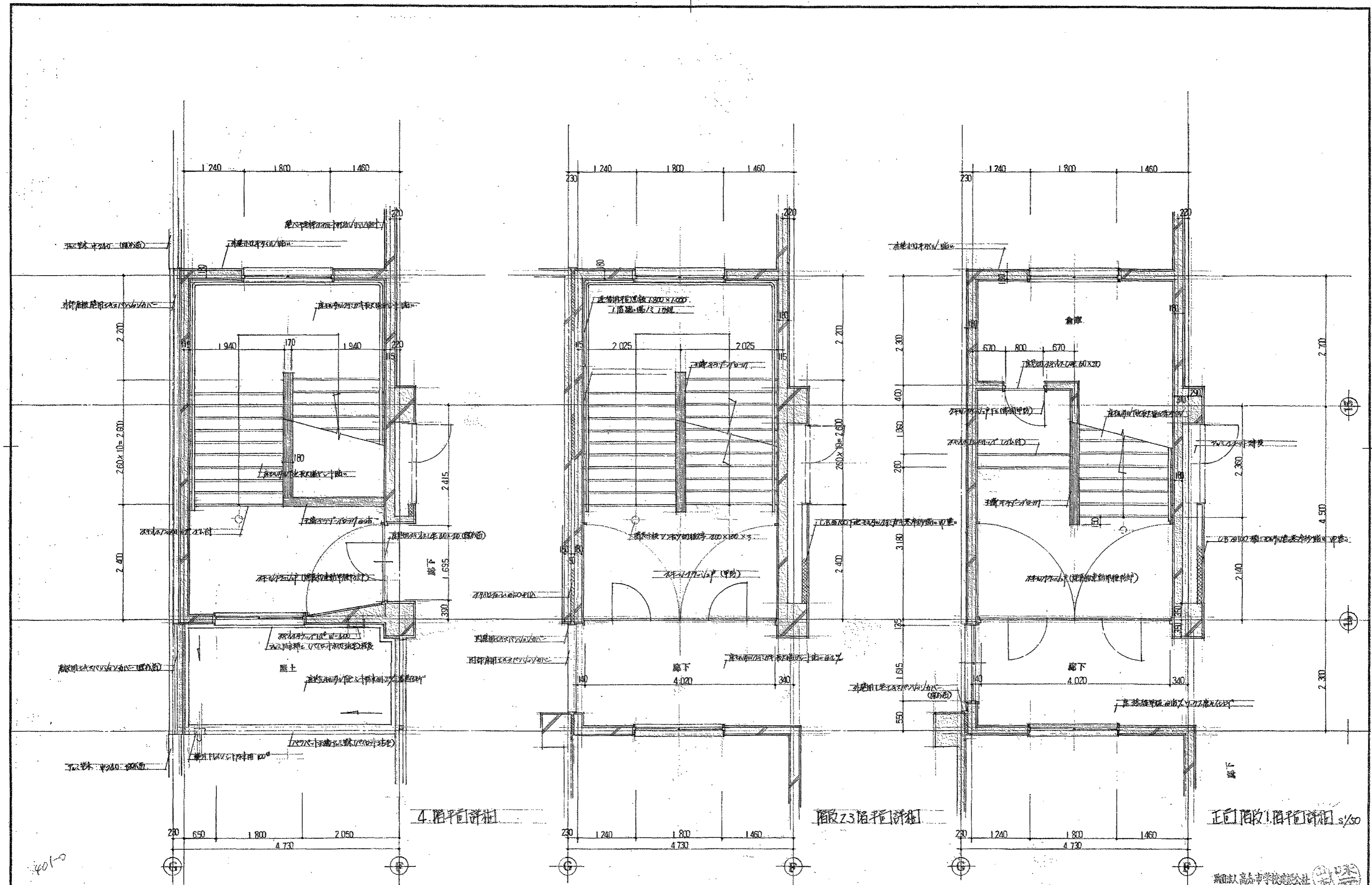
DRAWN BY	
CHECKED BY	




ライト設計事務所
 事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島茂博
 建築士登録 第26,158号
 高知事務所 高知市堀ノ辻6-15 汐江豊ビル2F TEL 31-617740
 藤多出張所 中村市天神橋2 TEL (0885) 5-4390

【参考図】

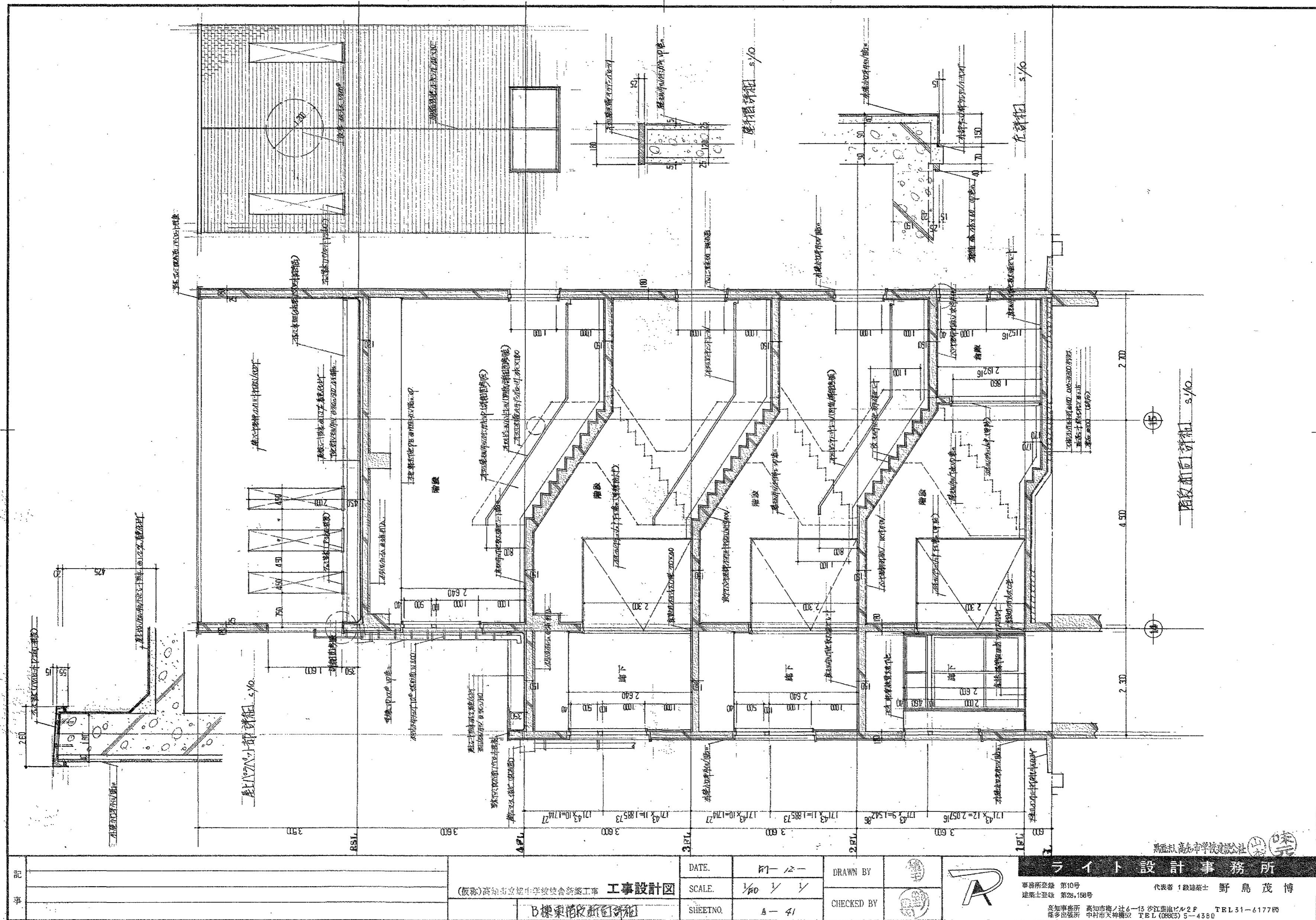
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	4階美術室平面図【参考図】	縮尺	1/50	作図	R8年 月 日	A-17



記 事	DATE. 17-12-		DRAWN BY	CHECKED BY	 ライト設計事務所 事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島 茂博 建築士登録 第26,158号 高知市東土佐 6-1-15 汐江ビル2F TEL 31-617780 幡多出張所 中村市天神橋2 TEL (0883) 5-4380
	(仮称)高知市立旭中学校校舎更新工事 工事設計図 B棟東階段平面詳細				

【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	中舎階段平面図【参考図】	作図		R8年	月	日
			縮尺					A-18



記 事	B棟東階段新設工事		DATE.	07-12-	DRAWN BY		ライト設計事務所	
	(仮称)高知市立旭中学校校舎転落防止対策工事 工事設計図		SCALE.	1/60	CHECKED BY		事務所登録 第10号 代表者 1級建築士 野島茂博	
			SHEETNO.	A-41			建築士登録 第28,158号 高知事務所 高知市梅ノ辻4-15 汐江里ビル2F TEL.51-617766 備前出張所 中村市天神橋22 TEL.(0885)5-4350	

【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	旭中学校校舎転落防止対策工事		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	中舎階段断面図【参考図】		縮尺	作図 R8年 月 日			A-19

